

【財産収支状況書】

※この様式は、地方税法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収猶予若しくは同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又はそれらの猶予期間の延長の申請をする場合において、その猶予又は猶予期間の延長を受けようとする金額（未確定の延滞金を除く。）が300万円以下のときに提出する書類です。

<記載要領>

(1) 「1 住所・氏名等」欄

法人である場合には、その代表者の氏名を併せて記載してください。

(2) 「2 現在納付可能資金額」欄

ア 「現金及び預貯金等」欄は、手持ち現金のほか、次の内容を記載してください。

(ア) 提出日において預貯金等がある金融機関等の名称、支店等

(イ) 上場株式等売却が容易な財産の名称、数量

イ 「預貯金等の種類」欄は、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載してください。

ウ 「預貯金等の額」欄は、提出日において、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載してください。

エ 「納付可能金額」欄は、提出日において納付することが可能な金額を記載してください。

オ 「納付（納入）に充てられない事情」欄は、預貯金等のうち、納付（納入）できない事情がある場合には、当てはまるものにチェックを付けてください。

なお、「その他」欄にチェックを付けた場合には、その事情を記載してください。

カ 「現在納付（納入）可能資金額」欄は、納付（納入）に充てることができるものとして「納付（納入）可能金額」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

(3) 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を、それらに係る入金及び出金の時を基準に記載してください。

ア 「収入」欄は、売上収入その他の経常的収入を記載してください。

イ 「支出」欄は、事業に係る支出を記載するが、事業継続のために真に必要と認められるものに限りません。

なお、生活費（納税者が個人の場合）は、次により記載してください。

①計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費の合計金額を記載してください。

②事業等による収入を踏まえ、計算期間を超える期間のために資金の手立てを行う必要がある場合には、必要最低限の所要資金を算出して加算することができます。

③生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している者がいる場合は、その負担額を控除してください。

(4) 「4 分割納付（納入）計画」欄

猶予期間中の全ての月を記載してください。

ア 「分割納付（納入）金額」欄は、「③納付（納入）可能基準額」欄に記載した金額を基に、各月の収入及び支出の増減見込額（発生予定の地方税等を含む。）を考慮した納付（納入）見込額を記載してください。

イ 分割納付（納入）金額を、「③納付（納入）可能基準額」の金額に加算又は減算した金額とした場合には、その理由を「備考」欄に記載してください。

例えば、不要不急資産の売却、新規借入、貸付金の回収等の臨時的な収入や、災害の復旧費や医療費等のやむを得ない支出、事業維持のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出のほか、納付（納入）計画期間中において発生予定の地方税等の内容を記載してください。

(5) 「5 財産等の状況」欄

ア 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛先等の名称・住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類（売掛金、貸付金、未収金等）及び回収方法（現金、振込、手形、小切手等）を記載してください。

イ 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び自動車等、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載し、その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載してください。

なお、速やかに売却して納付（納入）に充てることのできるものとして、「2 現在納付（納入）可能資金額」欄に記載した財産については、この欄への記載は必要ありません。

ハ 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載してください。

(6) 各欄に記載しきれない場合は、任意の用紙に記載の上、「財産収支状況書」に添付してください。